

国立国語研究所データベース等取扱規程

令和 4年 2月 9日

国語研規程第91号

(目的)

第1条 この規程は、国立国語研究所（以下「研究所」という。）の職員等が作成した、データベース及びコンピュータプログラム（以下「データベース等」という。）に係る権利の取扱い等に関する基本事項を定め、もってデータベース等の作成及び利用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「データベース」とは、調査、研究及び成果発信のために作成されたデジタルコンテンツで、論文、数値、図形、その他の情報を体系的に構成したものをいい、コーパス、データ集、データセットと称されるデジタルコンテンツを含むものとする。
- (2) 「コンピュータプログラム」とは、電子計算機を機能させてひとつの結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。
- (3) 「職員等」とは、常勤、非常勤を問わず、研究所において研究活動に従事する職員をいう。また、外来研究員、共同研究員等の研究所外部の者が、研究所が主体となる調査研究等の活動に従事する場合に限り、それらの者を含むものとする。
- (4) 「研究所の情報インフラ」とは、研究所が管理するネットワーク回線・機器、サーバ類（稼働に必要なソフトウェアを含む）及びドメイン名などをいう。
- (5) 「公開」とは、インターネットを通じて公衆送信し、広く一般に公開することをいう。
- (6) 「共有」とは、インターネットまたは研究所のネットワークを通じて、特定の利用目的や特定の利用者グループに限定した送信を行うことをいう。

(著作権の帰属)

第3条 職員等が研究所の事業として運営費交付金により作成したデータベース等に係る著作権は、人間文化研究機構（以下「機構」という。）に帰属させるものとする。

2 職員等が民間等との共同研究又は受託研究により作成したデータベース等に係る著作権は、研究所と契約の相手側との共有とすることができるものとする。この場合、当該著作権の持分については、双方が協議の上適切に定めるものとする。

3 前2項の場合を除き、職員等が作成したデータベース等の著作権は、当該職員等に帰属するものとする。

(著作権の帰属等に係る審議)

第4条 職員等が作成したデータベース等の著作権の帰属等について審議を要する場合は、知的財産委員会において行うものとする。

(著作権の譲渡)

第5条 職員等は、自らが保有するデータベース等の著作権を機構に譲渡することを研究所に申し出ることができる。

2 データベース等の著作権の譲渡に関する審議は、知的財産委員会において行うものとする。

(公開又は共有に関する権利等)

第6条 第3条第3項に規定するデータベース等であっても当該情報インフラの管理責任者が認める範囲で、当該職員等の責めにおいて研究所の情報インフラを使用して公開又は共有（以下「公開等」という。）をすることができるものとする。

2 前項の規定により第3条第3項に規定するデータベース等を作成した職員等が、研究所の情報インフラを使用して当該データベース等の公開等を希望する場合には、データベース等の著作権のうち公開等に関する権利（公衆送信可能化権等）を研究所が行使することを無償で許諾するものとする。

3 前項に規定する研究所の情報インフラを使用して、当該データベース等の公開等ができる期間は、当該職員等が研究所に在籍する間とする。

(研究所外者の協力を得て作成するデータベース等の著作権の取扱い)

第7条 職員等が研究所外の者の協力を得て作成するデータベース等については、あらかじめ当該協力者の承諾を得て、第3条又は第6条の規定により取り扱うものとする。

(データベース等の公開等)

第8条 第3条第1項に規定するデータベース等の作成者は、研究所の名義の下に、可能な限り迅速にそのデータベース等の公開等をし、広く研究者及び一般の活用に供することにつとめなければならない。

2 第3条第1項及び第2項に規定するデータベース等並びに第3条第3項に規定するデータベース等で研究所の情報インフラを使用して、データベース等の公開等をするための要件及び手続きは別に定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 平成25年3月27日制定の国立国語研究所データベース受入れに関する規程は、これを廃止する。